

ほっかいどう勤労者福祉資金融資

①中小企業者及びその他の法人の従業員 ②非正規労働者 ③季節労働者 ④離職者

2026年6月1日現在

ご利用いただける方	<p><①中小企業者及びその他の法人の従業員></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ろうきん会員の組合員の方、生協組合員の方、「ろうきんクラブアソシエール」に加入できる方。 ◇ 道内に居住されている方で従業員が300人（卸売業・サービス業は100人、小売業は50人）以下、又は資本金あるいは出資金の額が3億円（卸売業は1億円、小売業・サービス業は5千万円）以下の何れかに該当し、道内に存在する中小企業者の事業所にお勤めの方。または、その他の法人にお勤めの方。 ※その他の法人とは、NPO法人、医療法人、社会福祉法人等を指します。 ◇ 勤続年数が原則1年以上の方。 ◇ 前年所得総額（所得控除後の金額）が600万円以下の方。 <p><②非正規労働者></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ろうきん会員の組合員の方、生協組合員の方、「ろうきんクラブアソシエール」に加入できる方。 ◇ 道内に居住されている方で期間を定めた雇用契約、派遣労働、又は短時間労働（パート労働）の何れかに該当する方。 ◇ 勤続年数が原則1年以上の方。 ◇ 前年所得総額（所得控除後の金額）が600万円以下の方。 <p><③季節労働者></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ろうきん会員の組合員の方、生協組合員の方、「ろうきんクラブアソシエール」に加入できる方。 ◇ 道内に居住されている方で毎年一定期間勤務している方、かつ2年間で通算12ヵ月以上勤務している方。 ◇ 前年所得総額（所得控除後の金額）が600万円以下の方。 <p><④離職者></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 雇用保険受給資格者であり、基本手当日額が4,110円以上の方。 ◇ 雇用保険または眞確法立替払金の受給口座を当庫へ指定できる方。 						
資金使途	◇ 医療・災害・教育・冠婚葬祭・住宅補修・耐久消費財購入・一般生活資金。						
ご融資限度額	<p>以下の通りとなります。</p> <table border="1" data-bbox="550 1265 1444 1388"> <thead> <tr> <th>融資制度対象者</th> <th>ご融資限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①中小企業者等従業員・②非正規労働者・③季節労働者</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>④離職者</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table>	融資制度対象者	ご融資限度額	①中小企業者等従業員・②非正規労働者・③季節労働者	120万円	④離職者	100万円
融資制度対象者	ご融資限度額						
①中小企業者等従業員・②非正規労働者・③季節労働者	120万円						
④離職者	100万円						
ご返済期間	<p>以下の通りとなります。</p> <table border="1" data-bbox="550 1444 1444 1556"> <thead> <tr> <th>融資制度対象者</th> <th>ご返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①中小企業者等従業員・②非正規労働者・③季節労働者</td> <td>8年以内</td> </tr> <tr> <td>④離職者</td> <td>5年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 離職者は6ヶ月の元金据置が可能です。</p>	融資制度対象者	ご返済期間	①中小企業者等従業員・②非正規労働者・③季節労働者	8年以内	④離職者	5年以内
融資制度対象者	ご返済期間						
①中小企業者等従業員・②非正規労働者・③季節労働者	8年以内						
④離職者	5年以内						
ご返済方法	元利均等返済（①中小企業者等従業員・②非正規労働者および③季節労働者のみボーナス返済併用可）となります。						
ご融資金利	北海道の定める金利となります。						
保証機関	<ul style="list-style-type: none"> ◇ （一財）北海道勤労者信用基金協会をご利用いただけます。 ◇ 保証機関の定めによる保証料をお客様にご負担いただけます。 						
繰上償還手数料	定めによるものとします。						
連帯保証人	原則不要ですが、審査等により必要となる場合があります。						
苦情・相談等の窓口	次ページをご参照ください。						

苦情・相談等の窓口

ろうきんへのご相談・
苦情・お問い合わせ

ご契約内容や商品に関するご相談・苦情・お問い合わせは、当庫本支店のほか、下記の受付窓口までお申し出ください。

<窓口：北海道労働金庫 お客様相談センター>

電話番号	0120-510-924 受付時間：午前9時～午後5時 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)
FAX	011-764-2215

なお、苦情対応の手続については、店頭にて「苦情への対応の概要」をご用意しておりますのでお申し付けいただくか、当庫ホームページをご覧ください。

当庫 ホームページ	https://www.rokin-hokkaido.or.jp * ホームページ画面の「お問い合わせ」ボタンをご利用ください。
住所	〒001-0907 札幌市北区新琴似7条2丁目2-18

第三者機関に
問題解決を
相談したい場合

下記の（一社）全国労働金庫協会が設置・運営する「ろうきん相談所」でも、ろうきんに関するご相談・苦情等をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申出者のご理解を得たうえで、お取引先との労働金庫に対して迅速な解決を促します。

<窓口：ろうきん相談所>

電話番号	0120-177-288 受付時間：午前9時～午後5時 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)
住所	〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目13番4号

紛争解決のための機関として、東京三弁護士会が設置運営する下記の「仲裁センター」への取次も可能ですので、上記「ろうきん相談所」へお申し出ください。なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。

<仲裁センター>

東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031

第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588

第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249

* なお、紛争解決措置については、店頭にて「紛争解決措置の概要」をご用意しておりますのでお申し付けいただくか、当庫ホームページをご覧ください。